

議案第 29 号

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 2 月 24 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する
条例

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置）

- 4 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する管理者の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

（平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置）

- 5 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する管理者の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。